

# かんてつ 貫徹通信

発行責任者：おおや 徹

発行日 2011年7月 【第7号】

発行者 大矢 徹

連絡先 0466(23)5711

<http://www.ohya-toru.com/>

[mail:ohya.toru@gmail.com](mailto:ohya.toru@gmail.com)

## 「いとう喜文」から「おおや徹」へバトンタッチ

4月24日の藤沢市議会選挙において、皆様方のご支援により3,253票と大変多くの得票で初当選を果たし、前任のいとう喜文氏よりバトンを受け継ぐことができました。

いとう喜文氏は、荏原製作所のダイオキシン問題、ゴミ処理有料化、善行の土地問題など、様々な政策や問題解決の取りまとめ役として、重要な役割を担ってきました。

また、事業を実施する市職員のやる気（モチベーション）の確保に重点を置き、風通しの良い市役所づくりに力を注いだ4期16年の活動は、高く評価されています。

私「おおや徹」は、その意志を引き継ぎ、「全国に誇れる藤沢市」をめざして、精一杯努力をしていきます。



### 所属会派

無所属の私は、『民主・社民ネット』という会派に所属することになりました。

この会派は、藤沢市を日本一の自治体にしたいという志を同じにした議員の集まりであり、高橋議員を団長として、柳田議員・竹村議員・三野議員・脇議員・青木議員・永井議員・佐藤清崇議員・「おおや徹」の9人会派です。

### おおや徹が所属する委員会

- ◎総務常任委員会 委員
  - ◎行政改革等特別委員会 委員
- の任務に就くことになりました。

### おおや徹通信(ホームページ)のご案内

おおや徹通信では、議会状況の報告等を随時更新しています。みなさん是非ご覧ください。

アドレス：<http://www.ohya-toru.com/>

おおや徹

検索

クリック



(QRコード)

### (100条委員会)

地方自治法 100条に基づいて設置される特別委員会で、関係者を証人として出頭を求めたり、記録を提出させる調査権を持つ。また、虚偽証言を行った場合は、禁固刑を含む罰則が科されるため、今までの議会の中で、食い違った発言や不自然な経緯の解明が期待できる。

## 6月定例議会報告

6月7日から23日の日程で、6月定例議会が開催されました。

今議会の主な内容は、辻堂C-X(シークロス)での神台公園新設工事の工事請負契約の締結、市民病院の医療事故に伴う損害賠償額の決定、藤沢市民会館条例及び藤沢市湘南台文化センター条例の一部改正、藤沢市職員の育児休業に関する条例等の一部改正、6月補正予算及び藤沢市土地開発公社やみらい創造財団など藤沢市が出資している7法人の経営状況の報告がありました。私は市側提出議案の全てに賛成し可決されました。

また、議員提案により、善行土地問題に係る100条委員会の設置及び議員定数を削減する提案がされました。

私は、100条委員会の設置について賛成し、全会一致で可決されました。また、議員定数を削減する提案については、議員の役割・責任・必要性などを十分議論し結論を得るべきと考え反対し、提案は否決されました。

## 100条委員会を設置！！

藤沢市善行の私有地を不自然な経緯で市土地開発公社が取得した問題で、これまで3度にわたり否決されてきました『100条委員会』が全会一致で設置されました。

私も、市民の皆さんの「税金の無駄遣いではないか？」という疑問に誠意をもって応える義務があると思います。一方で「あの土地の有効な活用を考えるべき」との声もいただいています。そういった意見も大切にしながら、対応していきたいと思っています。

# 初めての一般質問



6月21日、初めての一般質問を行いました。今議会においては震災に関連する質問について集中することが想定されたため（今議会の市答弁を踏まえ、震災に関する質問は9月議会にて実施予定）、私は、公契約条例及び市庁舎移転課題について質問しました。

## 1. 公契約条例について

### （公契約条例）

自治体が入札等により、委託契約をする際に、「価格が安ければよい」制度ではなく、様々な要素を総合的に判断する「総合評価方式」や「最低制限価格制度」「低入札価格調査制度」を組み合わせることにより、公契約における賃金等の労働条件確保をめざした条例を言う。

### 《要旨》

公共事業の発注において、入札業者間による過度な競争の結果、そのしわ寄せが労働者の賃金などに反映されてしまう実態があります。また、国際労働機関においても、「公が発注する事業、公契約において、労働コストの競争に転嫁されてはならない」との勧告がなされています。

そのような中で、千葉県野田市で公契約条例が制定され、県内でも川崎市において同様な主旨の条例改正が行われました。

藤沢市としても、請負業者等の労働条件を確保し、ワーキングプアを生み出さないためにも、積極的に公契約条例を制定すべきと考え、質問をしました。

### 【質問】

公契約条例の必要性について、市の見解を伺いたい。

### 【答弁】

公共機関が発注する工事等における労働者の労働条件や工事等の品質確保、また地域経済の活性化の観点からも、公契約条例は一つの方策であると認識している。

### 【質問】

条例制定に向けた市の姿勢について伺いたい。

### 【答弁】

市による最低賃金設定の是非・賃金水準のあり方、また条例制定後の実効性を担保するためのチェック体制づくり等の課題について、現在はクリアできていない。本市としては、既に条例を制定した自治体の実施状況、影響を十分検証するとともに、国の法整備の動向を注視し、その内容・必要性について検討していきたい。

### 【質問】

条例制定に向けて、一歩踏み出したものと認識するが、いかがか？

### 【答弁】

その通りである。

## 2. 市庁舎移転について

### 《要旨》

東日本大震災の被災状況を踏まえ、市役所本館・東館について順次移転が行われています。しかし、私は地域職場の安全性などについて疑問が生じたため、移転の目的・必要性・今後の予定等について質問をしました。

### 【質問】

この時期に移転する目的は？

### 【答弁】

本館・東館については、耐震診断で M7.9 の地震で壁や柱の剪断破壊が生じるとされている。3.11 地震により、改めて危険性を認識し、来庁市民の安全性を第一に考え、また職員の安全確保、災害時における庁舎機能の保全の観点からも急遽移転を行うこととした。

### 【質問】

六会市民センターについても、耐震診断上で危険性が高いと言われている。来庁市民が多いこと、地区防災拠点であることから、本庁舎と同様に早期に移転すべきではないか？

### 【答弁】

六会市民センターについては、大規模な補強が必要であると診断されており、来庁市民の安全性、職員の安全確保が必要であると考え。現在、新総合計画に基づき、六会地区地域経営会議において、センターの改築が検討されている。新総合計画においては、平成 25 年度の着工を目途に実施計画を定めているが、今回の震災を踏まえ、最優先課題として位置づけ、早期の改築完了をめざしていく。そのため、現時点では、移転を予定していない。

### 【質問】

本庁舎と同じ危険性がある六会市民センターを平成 25 年度（1～2年）まで放置しておくのは、説明がつかない。一時的にでも、他のセンターに振り分けるなど安全確保を図るべきと考える。市の対応が偏っていると指摘せざるを得ない。

## 今議会の特徴点

今回の議会は、東日本大震災の後の定例会ということもあり、防災対策や放射能対策等が重点的に議論されました。

### ①放射能測定について

一般質問でも多く取り上げられました。総じて、農水産物や学校給食食材については、国の基準に沿って県が測定しており、「安全である」というのが市側の見解です。

私は、市が測定・公表することにより、市民の不安が解消できるのであれば、率先して対応すべきだと考えます。

### ②津波対策について

津波避難誘導マップを作成し、各地区で議論した上で避難誘導體制を確立する、高い建物が建てられない場所については、建てられるような措置をとっていくとの市側の考えが示されました。

私は、市の対応は人任せのように感じました。行政の責任において、津波避難タワーなどの施設を設置する必要があると考えます。